

# 保安規程変更届出書

2023年 4 月 17日

中部近畿産業保安監督部長 殿



〒543-0021

住所 大阪市天王寺区東高津町 12-10  
大阪市立社会府福祉センター内

氏名 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
理事長 石田 易司

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

<p>変 更 の 内 容</p>	<p>事業場の名称 大阪市障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」 及び所在地 大阪市此花区北港白津 2-1-46</p> <p>上記の事業場の設備管理業務委託会社を変更したので保安規定を変更する。</p> <p>旧管理会社名 株式会社クレイブ 新管理会社名 毎美エンジニアリング株式会社</p>
<p>変 更 年 月 日</p>	<p>2022 年 5 月 30 日</p>

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

## 変更を必要とする理由書

2022年4月に設備管理会社の変更を行いましたが保安規定  
変更届の提出を失念しておりましたので本日改めて届け出  
ます。

## 保 安 規 定

フリガナ	シャカイフクシホウジンオオサカシショウガイシャフクシ・スポーツキョウカイ	業 種			
設置者名	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会				
事業場名	大阪市障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」				
設置場所	大阪市此花区北港白津2-1-46	電話	06-6465-8200		
主任 技 術 者	フリガナ	[REDACTED]			
	氏名	[REDACTED]			
	資格	1種 2種 <input checked="" type="radio"/> 3種	勤務状態	<input checked="" type="radio"/> 選任 許可 兼任	
需 要 設 備	受電電圧	6.6 KV	発 電 設 備	電圧	6.6KV
	最大電力			出力	500KVA (非常用)
	契約電力	730KW		用途	<input checked="" type="radio"/> 非常用予備 <input checked="" type="radio"/> 発電所
	受電用遮断器	KW 12.5KA KW			
保 安 規 定	施工年月日	平成 17 年 4 月 1 日			
	改定年月日	令和 2 年 7 月 1 日			
	改定年月日	令和 2 年 12 月 25日			
	改定年月日	令和 4 年 5 月 30日			

# 保安規定目次

## 第 1 章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 法令及び規定の遵守
- 第3条 細則の制定等

## 第 2 章 保 安 業 務 の 管 理 体 制

- 第4条 保安業務の管理組織
- 第5条 設備の管理契約
- 第6条 設置者及び総括管理者の義務
- 第7条 電気主任技術者の義務
- 第8条 電気主任技術者の職務
- 第9条 電気主任技術者の執務等
- 第10条 連絡責任者
- 第11条 従事者の義務
- 第12条 電気主任技術者不在時の措置

## 第 3 章 保 安 教 育

- 第13条 保安教育
- 第14条 保安に関する訓練

## 第 4 章 工 事 の 計 画 及 び 実 施

- 第15条 工事の計画
- 第16条 工事の実施

## 第 5 章 保 守

- 第17条 巡視、点検、測定等
- 第18条 事故の再発防止

## 第 6 章 運 転 又 は 操 作

- 第19条 運転又は操作等

## 第 7 章 災 害 対 策

- 第20条 防災対策

## 第 8 章 記 録

- 第21条 記録等

## 第 9 章 雑 則

- 第22条 責任分界点
- 第23条 需要設備の構内
- 第24条 危険の表示
- 第25条 測定器具類の整備
- 第26条 設計図書類の整備
- 第27条 手続書類の整備
- 別図第1 保安業務執行組織
- 別図第2 需要設備の構内



### 【電気主任技術者不在時の措置】

第 11条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

### 【電気主任技術者の解任】

第 12条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不相当と認められたとき。
- 二 電気主任技術者が法令又は、この規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき。

## 第3章 保安教育

### 【保安教育】

第 13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安教育について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得等保安思想の徹底に関する事項
- 三 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

### 【保安に関する訓練】

第 14条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安に関する訓練について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安に関する訓練を行うにあたっては、あらかじめ管理会社と協議するものとする。

とする。

#### 【事故の再発防止】

第 18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

### 第 6 章 運転又は操作

#### 【運転又は操作等】

第 19条 電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。

- 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
- 三 関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
- 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
- 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

### 第 7 章 災害対策

#### 【防災体制】

第 20条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。

- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

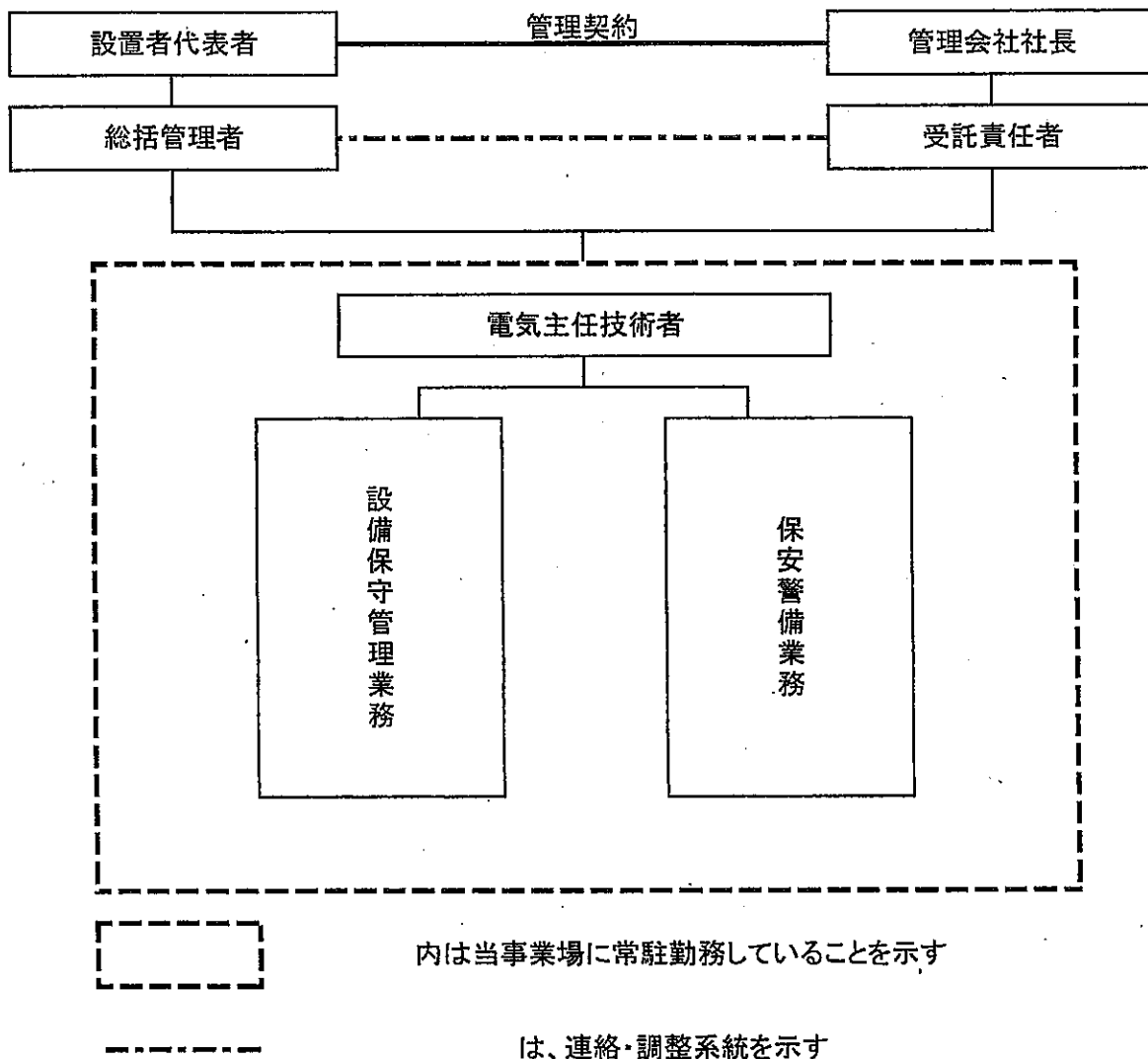
### 第 8 章 記 録

#### 【記録等】

第 21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- 一 巡視点検測定記録（日常、定期、精密）

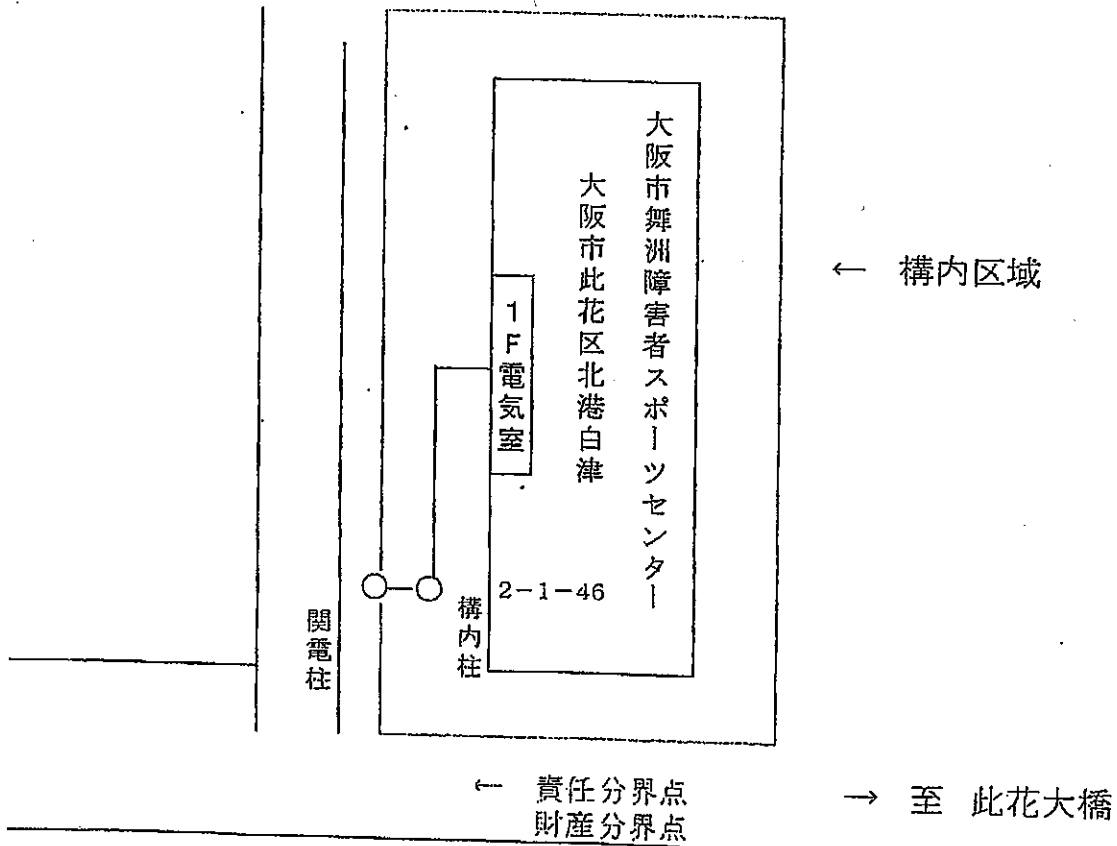
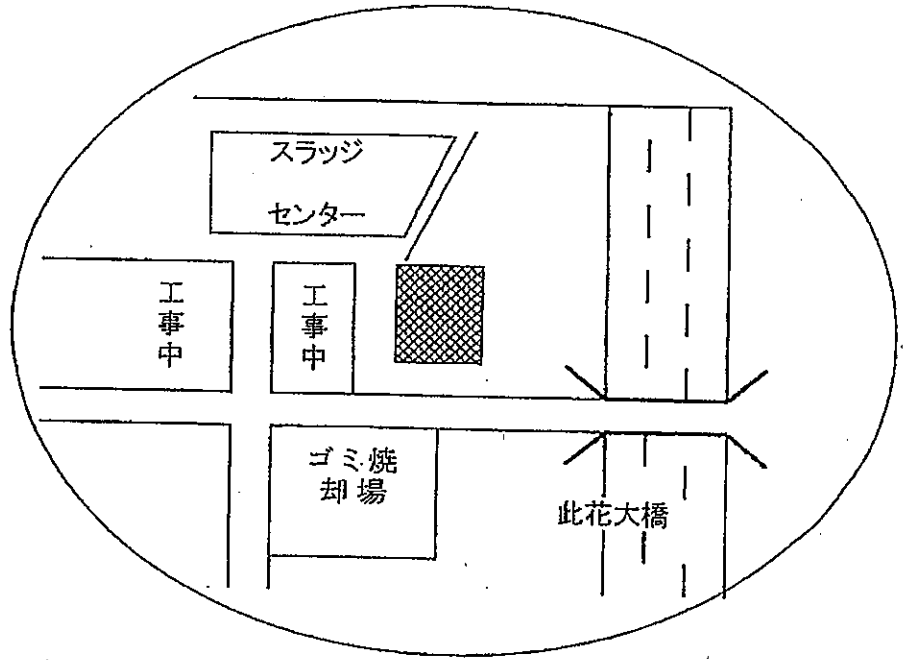
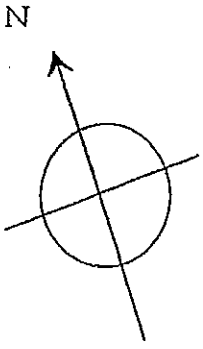
# 保安管理執行組織図





# 需要設備の構内

附近見取図



ゴミ焼却場



巡視点検測定及び手入基準

項 目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定					
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目			
受	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	1ヶ月	標識保護さく状況	2	1年	電線取付状態、弛度							3	1年
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	その他必要事項	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定		
2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項	2	3年							地盤沈下の影響	2
電	断路器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定及び動作試験		
		2	1ヶ月	汚損、異物付着										2	1年
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能							4	1年
設	遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	1ヶ月	指示、点灯										3	1年
		3	1ヶ月	その他必要事項	4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	3	"	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験		
					5	1年	接地線接続部	4	"	その他必要事項	4	1年	動作試験		
					6	1年	その他必要事項								
		備	母 線	1	1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷	2	1年	過熱、ゆるみ						
				3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ	3	1年	その他必要事項						
				4	1年	その他必要事項									

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
配 電 設 備	電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他 の工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、 保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う( 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状 況	2	1年	腐食						
					3	1年	電線取付状態、弛 度						
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う( 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離 隔距離				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
負 荷 設 備	電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷			温度上昇等を考慮	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	伝達装置の異常な ど外部点検を行う			し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入	3	1年	必要により特 性試験
					4	1年	制御装置点検						
					5	1年	接地線接続部	2	3年	温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除			
		2	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う				3	3年	その他必要事項			
	電熱乾燥 装置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う( 点検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	可燃物との離隔状 況				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う			その他必要事項						
	照明設備	1	1日	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
配線及び 配線器具	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具との 接続	1	2年	許容電流と負荷電 流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定	
						器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱				2	1年	接地抵抗測定	
										3	1年	必要により配 線用遮断器及 び漏電遮断器 の特性試験	

# 日常巡視点検測定記録

(日常の巡視点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

巡視点検			手入記録		
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事

(注) 作業原因は、突発的軽故障、事前の事故防止等をいう。

# 定期巡視点検測定記録

(定期精密及び臨時の点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

--

(注) 1. 責任分界点以降の高圧回路、及び機器の定格・使用タップ番号等を記入すること。

(注) 2. 設備変更の場合には、変更部分を朱記すること。

受電用遮断器	相 ボルト	アンペア アンペア	三相短絡容量	相 アンペア
配電線路 構 電線路 の列	架空、地中、その他		電気方式	相 線式
	電源の種類太さ		支持物の構造	
	地中電線の 布設方式		保護継電器	

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

(2) 絶縁抵抗測定	高圧関係	種別	P-E	S-E	P-S	備考
	低圧関係	回路・機器名	電圧	線間	大地間	結果

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

(3) 絶年耐力試験

被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	漏えい電流	試験時間	結果

試験回路接続図

変圧比

$$\begin{aligned}
 \text{電圧計の読み} &= \text{最大使用電圧} \times 1.5 \times \left( \frac{\text{ボルト}}{\text{ボルト}} \right) \\
 &= ( \quad \text{ボルト} )
 \end{aligned}$$

(4) 継電器試験

用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	時限特性	
					タップ	レバー		200%	500%

試験回路接続図

(注) 整定値は試験時の値を記入すること。

(5) 遮断器試験

用途	トリップ機構 最小動作電流	整定値	動作状況	備考
発電用				

(6) 制御関係動作試験

種別	動作状況	備考

(7) 警報装置試験

種別	動作状況	備考

(8) 表示装置試験

種別	動作状況	備考

(9) 設置抵抗試験

種別	動作状況	備考

第2種設置抵抗許容量

(注) 第2種設置抵抗許容量は電力会社に問い合わせの上記入すること。





# 電気事故記録

軽 重

(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	事業場名
提出方法		提出方法		備 考
提出先		提出先		

件 名							
事故発生の日時		天	候				
事故発生の場所							
事故発生の電気工作物		使用電圧					
事故の状況							
事故の原因							
保護装置の種類及び動作の適否							
被害電気工作物の概要							
他に及ぼした障害							
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間					
復旧の日時		復旧に要する費用					
事故再発の防止対策							
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業 経験年数	被害の内容	
自家用電気工作物の概要	業種	発電電力			kW	発電電圧	V
		受電電力			kW	受電電圧	kV

# 補修工事記録

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %


工事件名又は作業名							
停止時間							
機械名及び容量、相、型、屋内外、番号、製造所、その他	機器名			屋内外			
	容量		型式		定格電圧		定格電流
	相数		製造年月		製造番号		製造者名
請求職場							
作業記事 (状況結果、改善意見、説明図等)							
絶縁抵抗 その他の記録							
測定器名							
作業社名 (社名、社外)				使用資材 (品名、数量)			

- (備考)
1. 絶縁抵抗測定の場合は使用メガーの電圧並びに前回測定の方と比較記入すること。
  2. 1件名1葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。



